

# NewsWOCA



2012年4月11日

発行：NPO和歌山有機認証協会事務局

〒640-8269 和歌山市小松原通3-22

TEL：073-421-6545 FAX：073-432-3881

e-mail：woca@vaw.ne.jp URL：http://www.vaw.ne.jp/aso/woca/

## 有機農産物・有機加工食品の日本農林規格改正について

「有機農産物の日本農林規格」と「有機加工食品の日本農林規格」がともに改正され、4月27日から施行されますので、以下その主な改正点(ゴシック太字部分が改正された文言等)をお知らせします。わからない点があれば事務局までお問い合わせください。なお、改正された規格全文や新旧規格の対照表が必要な方は、以下のURLからダウンロードしてください。

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

### 有機農産物の日本農林規格の改正点

- 1、本則第4条「ほ場に使用する種子又は苗等」の2項で、有機の種苗が入手困難な場合に加え「**品種の維持更新に必要な場合**」は使用禁止資材不使用の種苗を、それも入手困難な場合に加え「**品種の維持更新に必要な場合**」は、種子繁殖する品種では種子、栄養繁殖する品種では入手可能な最も若齢の苗等が使用できることとされました。  
→有機性で一段階劣る種苗を使える条件として、従来の入手困難に「**品種の維持更新に必要**」という理由が付け加えられたこととなります。
- 2、同じ2項の続きで、使える種子や最も若齢の苗等は「**は種又は作付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)**が使用されていないもの」に制限されました。  
→「**持続的効果を示す**」資材としては、カプセル状の肥料や「**苗箱まかせ**」といった育苗時に施せば本田でも肥効がある資材が想定されているようです。
- 3、さらに次の3項で、**1項や2項に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ(1)災害、病虫害等により植え付ける苗等がない場合** や**(2)種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合**、**は種又は作付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(同前)**が使用されていない苗等を使用できることとなりました。  
→これは、例えば種からの苗作りに失敗したときなどに適用されます。
- 4、本則第4条「ほ場に於ける肥培管理」で、ほ場で生産された農産物残さや堆肥、ほ場やその周辺に生息する生物の機能を活用するだけでは農地の生産力を維持増進できない場合、従来の別表1資材の使用に加え、「**当該ほ場若しくはその周辺以外から生物を導入することができる**」ことが追加されました。
- 5、本則第5条「有機農産物の名称の表示」2項で、「**転換期間中**」の表示は、従来の「**名称の前か後**」に限らず、「**名称又は商品名の表示されている箇所**」に近接した箇所」で良いこととなりました。

- 6、別表1「肥料及び土壌改良資材」に、**メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）、軽焼マグネシア**の2点が追加されました。
- 7、別表2「農薬」に、**天敵等生物農薬・銅水和剤、炭酸水素カルシウム水和剤、ミルベメクチン乳剤、ミルベメクチン水和剤、スピノサド水和剤、スピノサド粒剤、還元澱粉糖化物液剤**の6剤が追加されました。  
→炭酸水素カルシウム水和剤は今回改正時に本協会が提案し採用されたもので、クレフノンやセルバインの商品名で流通していますが、用途は銅水和剤の薬害防止に限定されていますので注意が必要です。
- 8、これまでは、収穫以後の工程管理で使用できる薬剤として、有機加工食品の日本農林規格別表2「薬剤」が引用されていましたが、同じものが**有機農産物の日本農林規格別表4「薬剤」**として付け加えられました。記載薬剤の変更部分は後述。
- 9、これまでの別表3「調整用等資材」が別表5となり、**オゾン、コーンコブ、次亜塩素酸水、食塩、食酢、炭酸水素ナトリウム**の6点が追加されました。
- 10、以上のほか詳細は省きますが、きのこ栽培関連で本則第4条に「栽培場」「種菌」「栽培場における栽培管理」、さらに別表3「種菌培養資材」が追加されました。

## 有機加工食品の日本農林規格の改正点

- 1、本則第3条「定義」や本則第4条「原材料の使用割合」で、**有機加工食品として格付けされた一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるもの）**は非有機原料から除くことが明記されました。
- 2、本則第4条「原材料（加工助剤を含む。）」で、非有機の農産物や畜産物及び非有機の加工食品の使用は、「**同一の種類の有機農産物、有機畜産物、又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る**」とされました。
- 3、本則第4条「製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理」で、別表2の薬剤を使用しても「**有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用できる**」ことになりました。ただし、「**この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること**」が定められています。
- 4、第5条「有機加工食品の名称及び原材料名の表示」2項で、「**転換期間中**」の表示は、従来の「**名称や原材料名の前か後**」に限らず、「**商品名の表示されている箇所に近接した箇所**」に一定の文字色と大きさとで記載すれば良いことになりました。
- 5、別表1「食品添加物」に、**オゾン**が追加される一方、**DL-酒石酸（同ナトリウム、同水素カリウム）や酵素処理（同分解）レシチン**計5点が削除されました。また**炭酸水素ナトリウム（重曹）**は飲料や野菜の加工品に適用範囲が拡大されました。
- 6、別表2「薬剤」に、**カプサイシン**が追加される一方、**植物油及び動物油、ゼラチン、カゼイン、こうじかび菌由来の発酵産物、シイタケ菌糸体抽出物、クロレラ抽出物、キチン、珪酸塩鉱物、ベントナイト、食用に用いられる植物の抽出物**の計10点が削除されました。

以上